

大磯町景観条例の一部を改正する条例

第1条 大磯町景観条例（平成20年大磯町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第10条第4項ただし書中「第8条第4項から第10項まで」を「第8条第5項から第11項まで」に改める。

第2条 大磯町景観条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第10条第4項ただし書中「第8条第5項から第11項まで」を「第8条第7項から第13項まで」に改める。

第12条中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。

令和8年8月28日提出

大磯町長 池田 東一郎